

フランスのグループ農業

——「集団生産組織」と
「共同経営農業集団」の概況——

津 守 英 夫

一、はじめに

フランスには、わが国でいう「集団生産組織」に当たる用語がそれとしてあるわけではないが、ここではさし当たり、「品種・栽培時期・栽培方法の協定とか農業機械の協同利用、農業の協同など、生産面でなんらかの形で個別経営間に協力的結合がある状態⁽¹⁾」という、ごく一般的な意味で用いたものである。「共同経営農業集団」(Groupements Agricoles d'Exploitation en commun以下、GAECと略す)については、数個の個別経営または経営部門が一つに統合された経営体であり、わが国でいう共同経営あるいは協業経営と考えてよい。

歴史的には、フランスで農業者の協同活動が社会的な広がり

で起こったのは、前世紀末のヨーロッパ「農業大不況」の時期であった。

それはいうまでもなく、「農業大不況」の諸影響による農民生活の窮乏、営農諸条件の悪化、農業商品生産と深化の拡大に迫られた当時の農業者の自衛的運動であったが、その後今日に至る過程で、組織的には、国の農業政策の必要、援助とあいまち、農業協同組合 (cooperative agricole) とその関連制度の発展に結実されてきている。しかしフランスでも、農業協同組合の事業活動の主たる領域となってきたのは流通・加工部門であり、このことは、いいかえれば、農業者の協同活動も、歴史的にはほとんど同じ流通・加工段階に限られてきていたということでもある。

これに対し、第二次大戦後のとくに最近に至る農業変化の過程で注目されることは、生産面でも農業者のさまざまな形態での協同活動が拡大されつつあることである。

もともとより正確にいうとすれば、生産面における農業者間の協同活動ということでは、必ずしも戦後に特有のこととはいえない。輪作強制や共同放牧等、かつての共同体慣行が、一九世紀の過程を通じて、休閒地廃止↓飼料作物導入↓有畜多頭化を軸にした新地力維持体系の確立と個別経営の自立的基盤の拡充に伴い、漸次、崩れてゆくようになってからも、例えば收穫期における血縁、地縁を基礎とした臨機のあるいはインフォー

マルな形での農業者間のアントレード (entraide=助け合い) はつねに存続し、後にもるように今日でも存続しているからである。

それ故、むしろ戦後に特徴的なこととしては、生産段階における農業者の協同活動と部面が拡大されると共に、そのあり方がより組織化され、より機能化され、より定在化しつつあることであり、そのような発展として、戦前には存在していなかった後述する各種「集団生産組織」と共同経営の一定の形成がみられ、現段階におけるフランスの営農形態あるいは生産構造の一要素となりつつある点であろう。

本稿の標題に掲げたグループ農業 (agriculture de groupe) という言葉は、フランスでは一九六〇年代に入って登場し、市民権を得てきている用語であり、上述のようなフランスの戦後農業の動向と現実に基づいた言葉であることはいうまでもない。しかし、何をもちてグループ農業というかは、フランスでも必ずしも一致した理解があるとはいえない。

従ってこの点については本稿の末尾に譲ることにし、さし当たっては、上述したような観点から生産面における協同化という意味合いに理解し、実際に形成されている各種の「集団生産組織」と共同経営の概況把握に主眼を置くことで始めたい。

注(一)『農業規模拡大の道 2』(農政調査委員会、一九七

四年三月刊)。

(2) 拙稿「フランス」(本位田祥男編『西欧協同組合の歴史散歩』、家の光協会、一九七六年刊)参照。

二、生産協同化運動の前身

戦後、生産面での協同化運動が、農業者の社会的行動として表面化したのは一九五〇年前後である。一九四八年に、フランス各地の先駆的農業者がドローーム県に集まり、研究会を開いたのがその最初といわれている。

さらに一九五一年には、全国的に経験を交流し普及運動を推進する母体として UECR (Unions des ententes et communautés rurales = 農村連帯・協同連盟) が創設されるようになるが、実際に、戦後における生産協同化運動を社会的に推進するうえで重要な役割を果たしたのは、すでに戦前の農村に根を下ろしていたカトリック農業青年運動 (Jeunesse agricole catholique = 以下、JAC と略す) であり、その影響下で育成された青年活動家たちであったといわれている。JAC とは、どのような運動であったか。

(1) JAC

それは、戦前一九二九年に、アクション・カトリック (Action catholique) の一つとして生まれた農業青年運動であった。周知のように、カトリックの教会組織は、聖職者(教える教

会」と平信者（教えられる教会）とからなっているが、今世紀を境とする資本主義社会の諸矛盾と階級対立の激化、マルクシズムやファシズム、さらにはカトリック内部の新しい思想的潮流の台頭に伴い、カトリック教会の威信と社会的影響力の低下が憂慮される所となり、一九二二年から二六年の期間に、平信者の使命に関するローマ教皇の一連の回勅が出されるようになる。

これらの回勅は、平信者は聖職者からの委託（指導）を受け、それぞれの領分において「神の王国」の拡張に協力する義務がある旨を指示したものであったが、これを受けた各国では、個人、家族、職業、社会生活の次元でキリスト教徒たる自覚をたかめるための布教運動、いわゆるアクション・カトリックが進められた⁽¹⁾。

第三共和制の反教権主義と政教分離法（一九〇五年）により、とりわけカトリック公会（教える教会）の社会的基盤の動揺をまぬがれなかったフランスでは、教会、諸階級、社会の間の協調（corporation）を標榜したアルベル・ド・マン（Albert de Mun）等により、すでに一八八六年から全青年信者を対象とした運動、A C J F（Association catholique de la jeunesse française＝フランス・カトリック青年協会）があったが、まず一九二七年に、アクション・カトリックによる最初の運動として青年労働者を対象とした階層別の布教運動、J O C

（Jeunesse ouvrière catholique＝カトリック労働青年運動）が組織され、次いでその二年後の一九二九年に、農業青年を対象に同じアクション・カトリックとして生まれたのがJ A Cであった⁽²⁾。

一九二九年といえは世界経済恐慌が起こった年であり、一九二〇年代後半から三〇年代は、フランスの農業と農村が前世紀末の農業「大不況」に次いで、再び深刻な社会的、経済的影響下に置かれた時期であった。また都市に比べて農村では、カトリック公会の威信はなお根強く保持されてきていたとはいえ、農村における有力な支柱であった貴族、ブルジョア出身地主層の社会的な後退、都市の諸影響の浸透、離村による農村人口の減少、農民生活の窮乏化等によって、教説と現実との矛盾が激しくなり、やはり同様の問題に直面しつつあった。

このような状況のなかで、アクション・カトリックの一翼として企図されたJ A Cは、農村環境をキリスト教的の生活にとつてのかけがえのない場であるとし、農村の無人化、道德的退廃、非キリスト教化の現実に抵抗する十字軍であり、いいかえれば、「まず青年から始めて農村全体の住民を教育し、向上させ、道德化し、なによりもキリスト教に教化する」ことを本来の使命とした布教運動であったのである。しかし、こうした宗教的使命をもちながら、J A Cの実際の運動は、特定の指導的理論家や思想家をもたなかったことや、カトリック思想の多元主義を

認める開放的な教会僧の援助によって、聖職者（教える教会）の教説と指導に縛られずに青年信者自身の自主的運動として展開されたこともあって、農村におけるいくつかの特筆すべき社会運動としての特徴と影響力をもった、といわれている。

その第一は、J A C が農村青年に対して実践した教育とその方法であった。この点で J A C の特徴は「青年信者はキリスト教徒となる以前から、そのことと関わりなく社会の一員なのであり、彼の地位は、彼が生活している村と地域、彼の家族、職業、個人的能力によって決定づけられている。彼がキリスト教徒たるべきはこのような地位においてであり、彼が教化しなければならぬのは、このような環境そのものである」という観点から、農村における青年の宗教生活だけでなく生活のあらゆる側面と次元に関心を向けたことである。当然、農業の現実と将来に関わる職業上の問題にも大きな関心が払われ、この面からも教育の役割が重視された。しかし J A C がめざしたものは、単なる職業技術教育ではなく、つねにその中心にあったものは、「キリスト教的社会秩序のもとでの自覚的な人間」と全人教育であった。

さらに J A C に特徴的であったことは、既成の理論や教説に従わせるという教育方法ではなく、人間の自覚は観察—判断—行動（voir-juger-agir）の不断の反復を通じて形成されるという一種のプラグマチックな立場から、青年たちに地域の社会的

経済的、政治的事実を再発見させるための調査活動と研修活動を重視した独自の方法によって、青年たちが日常的な経験から出発し、自らの観察と行動を通じて価値判断をし、自らの要求と問題を自覚し、それらを的確に表現し、その解決方法を探究できるような人間教育をなお閉鎖的であった戦前の農村において実践したことである。

第二には、J A C の組織もしくは活動形態にみられる特徴である。J A C は、発足当初、都市の運動であった J O C にならって、ボーイ・スカウト式の組織編成を採用した。しかし、この方式は農村には有効ではないことが経験を通じて明らかとなり、村と一定の地域（おおむね郡に相当する）を基礎にした運動として進められた。実際に、各種の活動は、J A C の活動家とメンバーを中心に、地域の青年が誰でも参加できるように「開かれた運動」として計画されたため、J A C は、宗教運動にありがちな狭い枠内に閉じ込めることなく、地域の青年大衆運動としての広がりと影響をもつこととなる。

だが、第三に重要なことは、J A C の社会的基盤とその階層性である。本来、J A C は、青年農業者だけでなく、青年の農業労働者や農村商人、職人をも対象とした運動であったが、現実には多数を構成しその主体をなしていたのは、中小の農民経営とくに小経営に属する子弟たちであった。いいかえれば、この点で J A C は、一定の社会階層、つまり中小の農民層を社会的

な基盤とした運動としての性格をもっていたのである。なおこのことと関連してJACが戦前最も盛んであったのは、農民小経営が戦前から集中している農業地域、西部と南東部であった。こうして今日、一般に認められていることは、戦前のJACが、アクション・カトリックとしての布教運動でありながら、その枠を越えて、青年農業者に自己の職業つまり農業に対する誇りと農民としての土地にとどまることの社会的自覚を育成し、また、自己の環境の改善を通ずるさまざまな行動への参加の機会をあたえ、そのことによって、すでに戦前フランスの多くの農村地域で、農業に積極的意欲をもつ後継青年を育成する唯一の学校たる役割を果たしたことであった。

注(一) Bertrand Hervieu et André Vial, "L'Eglise catholique et les paysans", *L'Univers politique des paysans*, Armand Colin, 1972.

(二) Marcel Faure, "Action catholique en milieu rural", *Les Paysans et la politique*, Armand Colin, 1958.

(三) Paul Houée, *Les étapes du développement rural*, tome 2, 1972.

(四) Bertrand Hervieu et André vial, *op. cit.*

(五) Marcel Faure, *op. cit.* にある「戦前のJACの構成は次のようなものであった。」

まず八年齢別Vには、幼少年一四歳、ジュニア一四一七歳、青年一七一二一歳、兵役後の二五一三〇歳に分けられ、運動の中心は通常の農民経営に属する一七一二一歳の青年農業者であった。そして運動の特殊部門として、農業労働者、農村在住の工場労働者、商人、職人、大経営の青年農業者が対象とされていた。

(2) コルソンの「連合」思想

第二次大戦は、JACの少なからぬ青年活動家を戦死者を含め、捕虜としても奪い去った。さらに敗戦に続くドイツ占領下では、対独協力のヴィシー政府が、農民抑圧と食糧徴発の梃子として既存の農業・農民団体を解散させ、単一の同業組合(corporatives)に強制加入させるという措置をとり、カトリック公会堂も、確立された秩序を尊重するという配慮からこれを受け入れたため、JACも同様の運命をよぎなくされた。しかし、JACの活動家の一部は、あくまでこのような措置に抵抗しつつ、JACの来たるべき再生と運動の新しい方向づけを準備したとされている。

そして実際にも、ドイツ降伏とフランスの解放後、一九四五年末に開かれたJAC全国協議会では、「これまでの運動は、宗教的使命に力点を置き過ぎた……このような方向は、今後の情況に合わなくなるであろう……JACは、今やすべての農業

青年に奉仕し、彼らが自らの人格の発展、真に人間的な生活条件を確保できるように援助していかねばならない」とし、JACを、信仰の有無、程度と関わりなく、農業青年のすべてを対象に、彼らの要求に応える大衆の青年運動に発展させるという新しい方向づけがうち出された。

このような萌芽が、すでに戦前の運動自体のなかにあったことは、先述したことからもおよそ明らかだが、これを解放後の社会経済情勢に応じて発展させると共に、とくに農業労働の新しい諸形態、つまり農業生産面における協同問題を提起する上で指導的役割を果たしたのは、当時JACの書記長（一九四二～四八年）であったルネ・コルソン（René Colson）であったといわれている。

前記UECR（農村連帯・協同連盟）の創立者の一人でもあったコルソンは、一九五〇年に公刊した自著『モータリゼーションと農村の将来』（*Motorisation et avenir rural*）において、「農業のモータリゼーションは社会的進歩であるが、しかしメリットと同時に、とりわけ中小の家族経営には多大の困難とデメリットをもたらす危険のある進歩である……個人的に機械化しモータリゼーションを進めることは、資本主義的大経営の発展と中小家族経営の解体、さらにはその反動として社会主義的集団化への道を必然化し、農業経営者としての自立性を喪失する道に通ずる……しかし、来たるべき一〇年、一五年に農民が

どのような態度をとるかによって、問題は全く異なるであろう……デメリットを最小限に抑え、メリットを最大限に生かす唯一の道は、経営者間の「人間的」規模での連合（associations）である」と述べたが、ここで、コルソンの思想と主張の主要な特徴を敷衍^{ふえん}して要約すれば、次のようなものであった。

その第一は、モータリゼーションに代表される戦後の農業技術の進歩は、中小の農民経営にとっても不可避的であるという認識である。戦前、フランスの農業経営は約三百数十万を数えたが、トラクターの普及台数は約三・三万台に過ぎなかった。

この単純な数字からも明らかのように、戦前までのフランス農業の生産力段階は、ごく少数の先進経営を除き、全体としてなお畜力段階にとどまっていたのである。

しかし、フランス経済の戦後再建計画として策定された「産業設備近代化第一次計画」（通称「モネ・プラン」、一九四七～五三年）では、戦後食糧難の早期解消にとどまらず、国際収支改善に農業を寄与させるため、フランスが農産物輸出余力を確保できるような生産拡大目標を課すると同時に、モータリゼーションと生産施設の高度化を通じる農業経営の近代化が提起され、機械化農業への移行はフランス農業にとっての現実の問題となった。

実際にも、このような過程は、一九五〇年頃を境として急激に進展し、トラクターの普及台数は一九五八年に約五五・

九万台、そして一九六六年には一〇〇万台を越えるようになるが、自らも青年農業者であったコルソンは、当時いち早く、このような現実の動向を予見し、社会的な進歩として直視し、これと対決(afrontement)しようとした一人であったのである。

しかし第二に、進歩とはいえ、このような過程の自由競争的展開は、農民層の階層的分化の促進とプロレタリアへの転落、農業の資本主義的集中化と大経営の発展、さらにはその反動としての社会主義的(強制的)集団化へと導く危険があり、いずれも自由な人間(人格)開花(epanouissement des hommes)に反するものであり、そのような危険は回避しなければならぬという主張である。

このような主張は、経済制度において資本主義も社会主義も不可とするカトリシズムの基本理念に通ずるものといつてよいだろうが、しかし、コルソンとJACの活動家に特徴的であったことは、戦前の一九三〇年代からペルソナリスムⅡ人格主義(personalisme)の運動を展開したフランスのカトリック思想家、エマニュエル・ムーニエ(Emmanuel Mounier 一九〇五～五〇年)の哲学と思想の影響を強く受け、そのような人格主義、人間主義の立場から、とくに農村と農業生活が、人間(人格)開花の場としても現代の価値が強く意識されていたことであつた。

だが、以上のような危険が現実化するのを回避しつつ、しか

も農業技術の進歩に中小農民が適応してゆくいかなる道があるのか。コルソンは、その唯一可能な道は、農民間のアソシエーション(非営利的な目的もしくは共通の利益のための人々の結合)であり、このような選択によつて、生産諸手段を自発的に集中化し、農民のプロレタリア化を回避し、農業から賃労働関係をなくしてゆくような共同の生活、いいかえれば農業労働の新しい様式を築いてゆくことが可能であると説いたのである。

マルクス主義の立場からすれば、資本主義制度そのものの政治的変革を伴わないコルソンの「連合」論の本質が、社会改良主義的な「第三の道」論に通ずるものであり、資本主義下の農業・農民問題の根本的な解決を約束するものでありえないことは、明らかであろう。

しかし戦前からのJACに、解放後の新しい社会経済情勢に応じて、始めて体系的な理論的、思想的基礎をあたえたと同時に、農業では農民間のアソシエーションによつて、工業が前世紀来、辿ってきたのとは異なる「近代化」の方式が可能であるとしたコルソンの提起は、JACはもちろん、当時の青年農業者にもきわめて大きな影響をあたえたといわれている。

その後、コルソンが提起したアソシエーションと共同生活をめぐって、JACの内部では、一方でこれをユートピア化し、より観念化してゆく理想主義的態度と、他方ではその現実の可

能性とあり方、とくにその経営経済的問題を具体的に探究してゆこうとする現実主義的態度とが現われるようになるが、ともあれここで、改めて提起して置きたい点は、フランスの戦後における生産協同化、いいかえれば今日のグループ農業への志向と実践を芽生えさせ、さらに社会的に拡大する上で、すでに戦前来、アクション・カトリックの農業青年運動として、農村と中小農民層の間に根を下ろしていたJACが主導的な役割を果たしたという点である。

一般に、資本主義と商品経済のもとでの個人経営を基礎とした農業生産における各種の協同化が、個別経営主体の意志決定と選択に基づくすぐれて主体的な行為であること、このことは改めていうまでもあるまい。とくにこの点で、フランスの場合に、イデオロギーもしくは思想的次元でのカトリシズムの社会的影響を無視できないことは以上で見た通りであり、これは今後の研究視角としても重要であると思われる。

しかし他方で、各種の生産協同化と諸組織が、少なくとも一定の社会的広がりをもって現われるには、個別経営の枠内では解決困難な共通の技術的、社会的、経済的問題が、具体的には、例えば労働力不足等の客観的契機が存在するであらう。いいかえれば、各種の生産協同化は、なんらかのイデオロギー的動機あるいは価値観に導かれる場合でも、つねに個別経営にとっての具体的、実際的な問題を解決するための集団的対応の産物で

あらう。

次節では、このような観点から、今日、実際に存在するに至っているフランスの主要な「集団生産組織」並びに共同経営をとりあげ、その生成の歴史的経過とその組織実体についてみてゆくことにしよう。

注(一) Bertrand Hervieu et André Vial, *op. cit.*

(2) 『世界大百科事典』(平凡社刊)によれば、「ヒューエル・ムーニエのペルソナリスム(人格主義)の運動は一九二九年に始まり、三二年以後、自ら創刊した雑誌『エスプリ』がその機関誌になり、ムーニエの死後も続いている。……ムーニエの人格主義の特徴は、二〇世紀の文明に対する危機感から生まれたものとして、形而上学的・神学的な問題意識に貫かれていることであり、また、人格がつねに社会的存在としてとらえられていることである。……個人主義は過去の文明の死にひんした形式であり、人間の実存がつねに相互通交において成立するという原理によって否定されてはならない。観念論の貧血症はマルクス主義によって治療されなくてはならないが、しかし唯物論は克服されねばならない、人間の知性が真に闘争の中に身を投じたとき、人間の内面的な価値を外部的なものに従属させようとする立場は、現実的に否定され克服されていくであらう。……ペルソナリスムは思想の体系

ではなくて、一つの△展望▽であり、△方法▽であり、△要請▽である。……ベルソナリスムはでき上った体系を展開してみせるのではなく、同じ目標に向って同志を糾合し、協力を求めることに成り立つ。……その目標とは、現代社会に神の現存と倫理的な希望を回復することである……と考えられている」。

三、「集団生産組織」と共同経営の概況

(1) CET A (Centres d'Etudes Techniques Agricoles = 農業技術研究センター)

CET Aが最初に生まれたのは一九四四年であり、フランスの大耕作地帯として知られるパリ盆地においてであった。食糧増産が至上視された当時の状況下で、諸外国に比しての農業技術の立ち遅れを意識した大経営者の一グループが、各自の経験交流と今後予測される経営技術上の諸問題の解決方法の研究を目的として、定期的に会合を開いたのがそもその始まりであった。その後、他の小耕作地帯と中小農民層の間にも漸次、普及されていったが、この過程では、前記JACとその影響下にある青年農業者が有力な役割を果たしたといわれている。

法的には、後述する他の集団がそれぞれに固有の法律が適用されているのに反し、CET Aは(一九〇一年七月一日付法律に基づく)任意組合 (associations) の形態をとっており、

現状、一集団当たりの平均農業者数、十数名の小規模集団であるが(一五名以上の成員をもつCET Aは今のところ全体の四分の一強にすぎない)、実際の活動は次のような形で運営されている。

① 成員はCET Aが計画する各種の会合と年次総会に出席し、会費(粗収益の約〇・五%)を納入する義務がある。新規加入には既加盟者二名の推せんを必要とし、また、集団活動への参加が良くない者については除籍することができる。別に、集団の諸活動に参加しない通信会員も認められる。

総会は一人一票原則に基づいて運営され、三年ごとに役員会を選出する。

② CET Aの実際活動を方向づけ推進する役割は、役員会で毎年指名される会長に委ねられている。会長は、成員各自の経営の改善に関わりのある技術的問題について、その研究計画をたて成員各自に役割と責任を分担させる。なお、活動上の専門的な助言を得るために、CET Aの半数は、自らの費用で専門の農業技術者を雇用しており、この点がCET Aの特徴でもある。これには専任とパートの場合があるが、農業技術者はあくまで協力者であり、農業技術者の助言を実行に移すかどうかは、農業者自身によって決められる。

ところで、CET Aの発展の足取りについてみると、最初のCET Aが誕生した一九四四年から五〇年頃までは毎年一集団

程度のテンポであり、きわめて遅々としていた。C E T A が存在する県もなお一を数えるにすぎなかった。

それが、機械化を中軸とする新しい農業技術の普及が漸く一般化し始めた一九五五年頃から、年々、平均一二〇集団のテンポで急増し、全県（九五県）に拡大されるようになる。そして一九六三年に最高数に達したあと減少に転じ、一九七二年には約七〇〇集団となっているが、これには、主として二つの要因による影響があったとされている。

そのひとつは、運営上の諸困難による解散の他に、それぞれのC E T A の間で、より広範な研究と実験課題の達成や研究の深化、情報交換、農業技術者の活用とより安定した仕事の保証等を目的として地域集団（regroupement de C E T A）が設立され、それに伴うC E T A 相互間の合併が進んだことである。

もうひとつは、一九五九年の農業普及に関する政令、六〇年「農業の方向づけに関する法律」（わが国の農業基本法に当たる。以下「農業方向づけ法」という）、さらに六二年「補完法」の成立を受け、普及事業を農政の目的と必要に応じて編成するための対策として、「農業普及集団」（G r o u p e m e n t d e v u l g a r i s a t i o n a g r i c o l e ≡ 略称G V A）の設立が政策的に推進されるようになったことである。G V A は、すでに試験研究機関その他で確かめられ標準化された技術をできるだけ多数の農業者に利用させ、普及することを目的とする集団であり、そのために必

要な農業技術者の配置等に政府の助成が認められている。このような施策の実施による影響で、C E T A のなかには解散をしたり、あるいはG V A に転化するものが相当数現われた。なおG V A の方は、今日、その数二〇〇以上とみられ、平均一五〇名規模のC E T A よりは大きな集団として各地に存在するに至っている。

六〇年代に入って進んだこのような状況は、自主的な集団として形成されてきたC E T A に対して、G V A との関係において改めてその独自の役割を明確化する必要を迫ることとなったが、この点では、G V A がすでに確立された技術の一般農業者への利用もしくは普及を目的とするのに対し、C E T A は新しい農業技術を地域的条件下に適応させるうえでの実用的知識と情報を、限られた農業者の間で集団的に生産し、流通させることを目的とする集団として定式化されている^①。

そしてさらに、六〇年代半ばから「農業方向づけ法」に基づくフランスの農業構造政策が具体化されるなかで、C E T A は個別経営の技術的問題の研究と解決というだけでなく、それらを通じての農業経営の農企業（entreprises agricoles）への転換を目標に掲げるようになるが、現状におけるC E T A の成員の経営面積規模別分布を示した第一表によれば、成員の五〇%以上を占めているのは五〇ヘクタール以上の経営階層である。この点は、次にみるC U M A（農用機械・施設利用協同組合）

第1表 C E T Aの構成員の規模階層別分布

経営面積規模	C E T Aに参加している経営者の規模別分布	フランスの農業経営者の規模別分布
～ 20ha	14 %	68.8 %
20～ 50	32	23.6
50～100	24	6.0
100～	30	1.6
計	100	100.0

出所：P. Rambaud, *Les coopératives de travail agricole en France*, 1973 より引用。

の場合とかなり対照的であり（後出、第五表参照）、上述したC E T Aの機能、目標と合わせて、今日その多くが、上層農を中心としたエリート集団として存在している一面をもの語るものであろう。

C E T Aに関して、もうひとつ重要な点は、今日、かなりの数のC E T Aが後述する他の集団組織と重合して存在していることであり、歴史的にも他の集団組織の形成を促す媒体となったといわれていることであるが、この点については後にみるであらう。

注(一) P. Rambaud,

Les coopératives de travail agricole en France, 1973. C E T Aは法形式上は協同組合ではないが、同書ではC E T Aを“coopératives d'idées et d'information”（アイデアと情報の協同組合）とし

て特徴づけている。

(2) C U M A (Coopératives d'utilisation de matériel agricole ≡ 農用機械・施設利用協同組合)

一九七〇年農業センサスによると、フランスのトラクター台数は約一二九・一万台、コンバインは約一七・九万台、牧草收穫機（ヘイ・ベラー）は約四三・八万台に達している。そして、トラクターの九六・八％、コンバインの六三％、牧草收穫機の七三・八％は個人所有である。

しかし、利用という面からみると、トラクターを個人所有・個人利用している経営者の割合は全経営者の六〇・八％、共有（co-propriété）・共同利用している経営者は二％、その他個人利用以外のなんらかの形態で利用している経営者は五一・八％であり、コンバインの場合はそれぞれ六・八％、四％、五八％、ヘイ・ベラーの場合は、同様に二〇・一％、七％、三九・三％となっており、これらの主要な機械に限ってみても、かなりの数の経営者が個人所有・個人利用以外の利用形態に依存している実情が明らかにされている。

また、このことは、別の資料からも裏書きされる。⁽¹⁾すなわち、あらゆる種類の農用機械を含めて、個人的に所有し外部に全く依存することなく専ら個人的に利用している経営者の割合は約三〇％、なんらかの農用機の利用を外部委託をしている経営者が約

三〇%であり、残りの四〇%は、アントレド（三〇%）、共有（五%）あるいは組合有（五%）といった形で共同利用をおこなっていると推定されている。

いずれにしろ機械の所有では個人所有が主流ではあるが、利用では共同利用が、機種によるかなりのちがいはあれ、個人利用と共にあるいはさまざまな形で補完し合い、フランスで無視しえぬ比重と役割をもっていることはおよそ想像できよう。そして、このような農用機械の共同購入・共同利用組織として戦後普及し、今日、一定の定着をみせているのがCUMAである。

CUMAは、法形式上は農業協同組合法に基づく正式の組合組織であり、（個別経営にとって必要な）⁽²⁾ 用役の提供を目的とするタイプの協同組合に類別されている。従って、その運営は通常の協同組合原則に則っており、設立には認可を要する。ただし、購買、販売、加工等を目的とする他のタイプの農業協同組合が、その設立に最低七名の成員を要するのに対し、CUMAの場合は最低四名とされ、また、事業高の二〇%までの員外利用が特例として認められているというちががある。

農用機械の共同利用という点では、戦前から、主として脱穀機に関して二〇〇以上の利用組合（サンジカ）が存在していたといわれる。⁽³⁾ しかし、一九四五年の農業協同組合法の公布により、協同組合が法制として確立される一方、なお農用機械の国内生産が絶対的に不足していた一九五〇年頃までの段階で、

とくにアメリカのマーシャル援助により供与されたトラクターの活用をはかるために、政府がグループによる利用を奨励、助成したことから、CUMAが急速に設立されるようになった。そして一九五一年には、その数約六〇〇〇に達したと推定されている。

ただし、以上のような事情からこの段階に設立されたCUMAは、半ば強制的に、そしてまた擬制的に設立されたものが多かった。グループ利用といっても、トラクターの割当を入手するために、中心的な農業者（多くの場合上層農）が周囲の農業者を誘い入れて形だけのCUMAをつくり、機械の利用を事実上専有するという例がしばしばみられたといわれている。また、農業者自身の側にも、CUMAの運営に十分な経験と蓄積がなかった。さらにトラクターの場合は、農業「近代化」のシンボルとして、またその汎用性から個人所有がとくに選好された等々、各種の事情もあって、この段階に設立された初期CUMAの大半は、解散または不成功に終わった、といわれている。⁽⁴⁾

そして、共同購入・共同利用の形態が、農業者の間で再び見直されるようになり、CUMAが地に着いた形で発展し始めるのは、トラクターの導入が一巡し、農業機械化が大型化・高度化・特用化・多様化による新しい段階に入った一九五〇年代後半に至ってからであった。いいかえれば、戦後の経済成長と農業における機械化段階への移行が全面化するなかで、農業者と

第2表 CUMAの設立年次分布

設立年次	1970年に存在しているCUMA(数)	同 左 割 合 %
1945～49	1,253	13.5
1950～54	427	4.6
1955～59	1,270	13.7
1960～64	3,039	32.7
1965～69	3,154	34.0
1970	137	1.5
	9,280	100.0

出所：Recensement de CUMA et ETA en 1970, Collections de statistique agricole, ministère de l'agriculture.

共同購入・共同利用組織として実効をあげる上では、コルソンとJAC（カトリック農業青年運動）との影響を受けた農業者が同様に各地でリーダー・シップを発揮し、また歴史的には、先述したCET

くに中小の農民にとつては、個別経営の枠内では解決困難な勞力不足や機械化による過剰投資の問題が切実化し、その解決方法のひとつとしての共同利用が、より實際的な課題となったのである。

第二表は、一九七〇年に調査されたCUMA九二八〇組合の設立年次を示したものであるが、一九五五年以前に設立されて存続しているものは全体の一八％に過ぎず、残りは一九五五年以降に、とくにその七割近くが六〇年代に設立されていることは、上述した事情をもの語るものであらう。CUMAが機械の

第3表 CUMAの主要事業別分布（1969～70年）

主 要 事 業 分 野	割 合 %	主 要 事 業 分 野	割 合 %
収穫・脱穀（麦類、豆類）	30	牧 草 収 穫	4
機 械 牽 引	5	とうもろこし収穫	3
耕 起 作 業	8	サイレージ	5
堆厩肥・化学肥料散布	12	播 種 ・ 植 付	2
表 土 作 業	6	て ん 菜 収 穫	1
薬 剤 防 除	6	そ の 他 の 作 業	7
ヘ イ キ ュ ー プ	5	特 殊 施 設 利 用 ¹⁾	6

注. 1)の特殊施設利用は例えば冷凍庫の共同利用の場合。

出所：前表と同じ。

A（農業技術研究センター）やGVA（農業普及集団）を通じての農業者のグループ活動の発展とその経験が媒体となったといわれているが、⁽⁵⁾ここで、CUMAの最近の実情に関するいくつかの指標を示しておきたい。

① CUMAの主要事業。上述した通り、一九七〇年に調査されたCUMAの数は九二八〇組合であるが、各組合が所有している主要な機械の稼働時間と面積に於いて一四の主要事業に類別し、それぞれの割合を示した

第4表 CUMAの成員数規模別分布

成員数規模別	CUMAの分布	
	設 立 時	1970年
～ 5人	16.9 %	19.5 %
5～ 9	35.5	32.6
10～ 14	16.9	15.7
15～ 19	8.2	9.0
20～ 29	7.9	9.3
30～ 49	7.7	8.0
50～ 99	5.6	4.3
100～199	} 1.3	} 1.6
200～		
	100.0	100.0

出所：前表と同じ。

ものが第三表である、同表によれば、現状最も数の多いのが、コンバインの共同購入による収穫・脱穀を主要事業とするCUMAであり、これが全体の三〇％に達している。その次が堆厩肥・化学肥料の散布であり、一二％を占めているが、全体としていえることは、機械化の上述した傾向と対応して、大型機械、特用機の共同利用が最近の主流をなしていることである。

② CUMAの成員規模。第四表は、CUMAの成員数規模別の分布を設立時と現状（一九七〇年）との対比で示したものである。いずれの場合も、成員数五～九名規模のCUMAの比

第5表 CUMAの成員の経営面積規模別分布

成員の経営面積規模	CUMAの成員経営の割合	全農業経営の割合 規模別経営数に対する割合
～ 5ha	5.8 %	2 %
5～ 10	10.0	6
10～ 20	25.8	10
20～ 35	28.9	14
35～ 50	14.2	17
50～100	12.2	17
100～	3.1	14
	100.0	9

出所：前表と同じ。

営面積規模。次に、第五表を参照されたい。同表によれば、先のCETAと対照的にCUMAの成員のおよそ八五％は経営面積規模五〇ヘクタール以下の中小経営であり、とくにそのなかで、一〇～二〇ヘクタール、二〇～三五ヘクタールの規模階層に属する経営だけで六割近くを占めている。成員経営全体の平均経営面積規模は三一ヘクタールである。

なお、一九七〇年農業センサスに基づくフランスの全農業経営（一五五・二万）との関連では、一〇〇〇経営に対して六CUMAという割合であり、成員経営の全農業経営に対する割合

重が最も高く、八〇％以上のCUMAが三〇名以下の組合であることを明らかにしている。また、CUMA一組合当たりの平均成員数は一七名であり、この点に変化していない。

③ 成員の経

第6表 CUMAの常雇人数規模
別の成員経営数分布

CUMAの 常雇数規模	成員経営数の割合 %
0人	74.5
1	14.5
2	5.2
3	1.8
4	1.1
5～	2.9
計	100.0

出所：前表と同じ。

第7表 CUMAの成員が定住す
る農村コミュニティ数別分布

農村コミュ ニティの数	CUMAの割合 %
1	49.1
2	16.3
3	9.4
4	5.7
5	4.4
6～7	3.5
8～9～10	4.3
11～	7.2
計	100.0

出所：前表と同じ。

同表は、それぞれのCUMAについて、その成員が定住している農村コミュニティの数に応じた割合を示したものである。つまり、農村コミュニティが一つのCUMAは、その成員全員が同じ農村コミュニティに定住し、一つのコミュニティを範囲として組織されていることを示し、二つのCUMAの場合は、その成員が二つの農

は九%に相当する。しかし成員経営の割合は、同じ経営の面積規模階層に属する経営のなかでの割合でみると、三五・五〇ヘクタール、五〇～一〇〇ヘクタールの規模階層の場合が最も高く、共に一七%を占めている。

つまり、以上からCUMAの成員経営の現状について窺うことは、フランスの農業経営全体のなかでの零細経営の参加という点ではなおきわめて少ないこと、そして成員経営のなかでは、確かに中小のより規模の小さい経営が多数を占めているが、しかしこれらの経営階層へのCUMAの普及度という点では、同様になお必ずしも高くないということである。しかし、このような限界を持ちながらも、今日明らかなことは、CUMAが各種の農用機械の共同購入・共同利用を目的とする農業協同組合として、フランスの中小農民層の間に定着しつつあると

みられることである。

④ CUMAの要員。一九六九～七〇年の過程で、CUMAの所有する機械のオペレーターとして労働に従事した者の数は一万四五〇〇名であり、そのうち、経営主と補助者を合わせた家族農業者は六七・五%、常雇が七・八%、季節雇いが二四・七%の構成となっている。これを一人当たりの年間労働日数でみると、上記家族農業者が一二日、常雇、季節雇いはそれぞれ一六七日と二五日となっており、雇用労働への依存が無視しえない比重を占めているが、ただし、第六表にみられる通り、現状CUMAの成員経営の七四・五%は全く常雇を雇用していないCUMAに属しており、家族農業者の労働提供によって運営されていることは明らかである。

⑤ CUMAの地域的範囲。最後に、第七表をみてみよう。

村コミュニティに分れて居住し、従って二つのコミュニティにまたがって活動しているということであるが、同表は、現状CUMAの半数は一つの農村コミュニティを範囲として存在していることを明らかにしている。そしてまた、このことは、CUMAの多くが比較的小規模な集団であることと考え合わせると、村を基礎にした農業者間の結・合関係（地縁、血縁、隣人）が、CUMAの形成において無視しえない要素となっていることを示唆するもののように思われる。

さて、以上、若干の統計指標に窺えるCUMAの特徴については、さらに実態を即した今後の検討に待つとし、CUMAの全体をめぐる現在の問題状況について述べておこう。

この点では、CUMAの普及・指導を任務とする全国代表団体、FNCCMA (Fédération Nationale de CUMA) によって、次のような指摘がおこなわれている。⁽⁷⁾

その第一は、CUMAの果たしている、あるいは果たすべき役割についてである。CUMAの直接の目的は、機械の共同購入、共同管理、共同利用にある。CUMAの主要事業の分布については先に見た通りであり、主要なタイプとしては、特定の専用機または作業機の利用による期間的には一時的な作業を目的とする特定作業型 (CUMA spécialisées)、耕耘・整地等主として農耕準備作業の全部または一部を目的とする大作業型 (CUMA de gros travaux)、一貫機械化を目的とする一貫機

械化型 (CUMA à mécanisation intégrale) 等、一口に機械の共同利用組織といっても、実際にはいくつかのタイプが形成されるに至っている。そして、戦後すでに二十余年の実践と経験を通じて確かめられてきていることは、CUMAの多くが、個別経営の枠内での導入困難な、しかも技術進歩の先端をゆく高性能機械・施設の利用を可能にする上で、実効を上げてきていることである。このことによって、CUMAは成員経営に対して労働の軽減、労働組織の合理化等、経営改善のさまざまな可能性をあたえ、また周囲の農業者にも機械化技術の普及という点で間接的な役割を担っている。

もちろんCUMAの役割は、実際、以上に尽きるものではない。一般に、CUMAの所有する機械の効率的利用のためには、作業の計画化や共同作業が要請される。そのあり方は、先述したCUMAのタイプによっても、また、専任のオペレーター⁽⁸⁾の存否によっても一様ではないが、特定の機械の共同購入を出発点として、農業者のさまざまなアソシエーションとグループ活動の発展を促す役割を果たしてきている。たとえば、CUMAの所有する機械だけでなく、成員経営に個人所有されている機械がCUMAのために動員され、相互に利用されている場合がしばしばみられるし、また、組合員の全員ではなく、一部の者だけが別に希望する機械があれば、その機械の共同購入・共同利用のアソシエーションを支える枠組みにもなっている。また、

CUM Aが、後にみる共同経営（G A E C）設立への母体となつた事例も多い。

こうしてCUM Aは、今日、生産面における農業者の「グループ活動の学校」（*école de groupe*）となつてゐるし、また将来にわたつてそのような発展への多大の可能性をもつてゐる。

さらに、CUM Aが協同組合として、フランスの農業協同組合と運動の全体に果たしうる役割にも注目しておく必要がある。それは、CUM Aが生産面における協同組合として存在するに至つてゐるというだけでなく、他の分野の農業協同組合が一般に大規模化し、一般組合員の協同組合運営への参加が形骸化するという問題に直面しつつあるなかで、ミクロな協同組合であるCUM Aは、農業者に協同組合運営への実質的な参加の機会をあたえ、農業者を民主的運営に習熟させる訓練の場にもなつてゐることである。

第二に、以上のようなCUM Aの多面的な役割が真に發揮されてゆくためには、当然、CUM Aの経済的有効性をいっそう高めてゆく必要がある。そのためには、全国のあらゆる農村コミュニティにCUM Aの組織を拡大普及してゆくことと共に、CUM A間の機械の相互利用、補完利用による協力関係を發展させなければならない。また、末端の単位組合では経済的に導入困難な機械や、同時期にとくに利用が集中する機械を整備し、単位組合の活動をいろいろな形で援助するために、主として郡

（カントン）のレベルでCUM A（CUMA cantonale）をつくり、それぞれの地域的条件に応じて、末端のCUM Aの機械整備と共同利用を有機的に補完し合い、強化するような「ピラミッド型の機械利用組織を整備してゆく必要がある」。

しかし第三に、CUM Aのこのような発展を達成するには、CUM Aの自主的努力を支援するような国の助成が必要である。戦後、歴代のフランス政府は、CUM Aに対して各種の助成をおこなつてきてはいるが、しかし問題は、最近に至つて、むしろCUM Aの眞の発展に逆行するような措置がとられてきてゐることである。

たとえば、一九五一年五月二三日付法律は、農林用動力燃料に対する免税措置を実施し、さらに一九五四年四月一〇日付法律は、機械の購入に対して一五％相当額の助成を認めていた。しかし、後者の助成については、その後、一九五八年に一〇％に削減された。同時に個人購入に設けられた助成の最高限度額（一五〇〇フラン）は、CUM Aの共同購入には適用されなかつたが、しかし今日では、機種によつて助成措置そのものが廃止され、あるいは制限されるに至つてゐる。また、機械購入に対する資金の貸付けは、利子率が四・五％から八・五％に引き上げられ、返済期間は九年から五年に短縮され、貸付限度額が八〇％から七〇％に引き下げられてゐる、等々。

CUM Aをめぐる今日の問題状況は、およそ以上のようなであ

第8表 E T Aの創業年次別数と割合

	E T Aの実数	割 合
1944年以前	1,987	10.7 %
1945~1949	635	3.4
1950~1954	1,135	6.1
1955~1959	3,031	16.3
1960~1964	4,677	25.1
1965~1969	6,549	35.2
1970	588	3.2
計	18,602	100.0

出所：前表と同じ。

第9表 E T AとCUMAの機械装備率

機 種	CUMA	E T A
コ ン バ イ ン	43 %	64 %
散 布 機	26	14
ヘ イ ・ ベ ー ラ ー	24	44
ト ラ ク タ ー	20	68
散布用トレーラー	15	11
荷 揚 機	13	11
打 穀 機	7	8
ハ ロ ー	6	10
とうもろこし収穫機	5	9
肥 料 調 合 機	—	2

第10表 E T Aの受託件数別分布

受 託 件 数	E T Aの数	割 合
～ 5	586	3.1 %
5～ 9	1,594	8.6
10～ 14	2,083	11.2
15～ 19	1,816	9.8
20～ 29	3,078	16.5
30～ 49	3,919	21.1
50～ 99	4,028	21.6
100～199	1,057	5.7
200～	441	2.4
計	18,602	100.0

るが、このような困難と関連してもうひとつ看過できないのは、機械作業請負企業（Entreprises de travaux agricoles ≡ 略称E T A）の存在である。個別経営の機械利用形態のなかで、外部委託に依存している場合が三〇％を占めていることは、先にもみた通りであるが、この点に関する若干の指標を最後に補足的にあげておくことにしよう。

まず、一九六九～七〇年におけるE T Aの数は、CUMAの約二倍の一万八六〇二であるが、第八表は、E T Aの創業年次別の数と割合を示したものである。先の第二表と対比すると、

CUMAが漸く六〇年代に入ってから急増しているのに対し、E T Aは五〇年代後半から急増していることを明らかにしている。次に第九表は、主要な機械について、それぞれの機械を所有しているE T Aの割合を、CUMAの場合との対比において示したものである。同表によれば、コンバインについては、E T Aの六四％が装備しているのに対して、CUMAの場合は四三％であり、同様に、今日最も普及しているトラクター、ヘイ・ベーラーについても、それぞれ六八％、四四％といずれもCUMAを上回っている。

最後に、E T A の一九六九～七〇年における受託件数別分布を示したものが、第一〇表である。受託件数五〇～九九のE T A の比率が最も高いが(二一・六%)、全体としては三〇以下が五〇%、五〇以下が七〇%を占めている。

以上の指標のみからは、E T A の企業としての性格について必ずしも正確なことはいえない。しかし、機械作業請負企業、といつても、現状その八一%は、農業経営者(二万四一八六人)、家族補助者、農業労働者(両者を併せて八七六人)であり、また、E T A の八六%は要員として専任雇用労働者を使用していない。企業の名に値するものも確かに存在はしているが、しかしE T A の大半が、自らも農業に従事している経営者の副業的性格のものであることは、およそ明らかであろう。これらの農業経営者の階層性に関する指標が得られないので、断定的なこととはいえないが、個人所有の形で先行的に導入した機械の効率の利用と投資負担の軽減化をはかること、あるいは請負耕作による規模拡大にその主要な動機があるものと思われる。

一般に、C U M A とE T A が競争関係にあることは否定できないが、しかしその実体については、それぞれの地域条件に応じてさらに究明してゆく必要がある。

注(一) *L'Agriculture de Groupe en France, rapport présenté par Henri Flouez, nov. 1974.*

(二) フランスの農協法では、次の四つのタイプに分けら

れている。

A 農産物の生産、加工、貯蔵、販売を目的とする
協同組合

B 購買、仕入れを目的とする協同組合

C サーヴィスを目的とする協同組合

D 共同経営を目的とする協同組合

(3) P. Rambaud, *op. cit.*

(4) “Le livre blanc des CUMA”, *revue d'informations techniques et administratives*, numéro spécial, 1969.

(5) Paul Houé, *op. cit.*

(6) この中には、C U M A としてなお認可されていないもの、サンジカとして存在しているものが、僅かだが含まれている。

(7) “Le livre blanc des CUMA”, *op. cit.*

(3) 労働銀行 (*Banques de travail* 略称 B・T)

冒頭でも触れたことであるが、農業者間の古くからの慣行であるアントレード(相互扶助)の中心をなしていたものは、いわゆる「手間替え」(*coupe de main*)であり、インフォーマルな合意に基づく(裸の)労働の交換であったと云ってよい。しかし手労働から畜力、さらに最近における動力機械化の段階

へと移行するなかで、そのあり方も、労働手段と結合した労働の交換へと変化し、臨機的なものからより規則的な形態が増えてきており、六二年の「補完法」のなかでも、アントレードに対する免税措置と共に、次のような定式化がなされるに至っている。

「アントレードは、農業者相互間で労働と経営手段の用役の交換が、臨機的、一時的、さらには規則的におこなわれる場合の形態であり、その原則は交換の相互性と無償にある。用役の一方の受益者が提供者に対して、必要な費用の全部または一部（例えば機械の燃料代）を弁済する場合でも、アントレードの原則は無償の契約（*contrat à titre gratuit*）である。」

このようなインフォーマルなアントレードの実情について正確に知りうる資料はないが、しかし個別経営の機械の利用のなかで、アントレードが先の資料でも三〇%と推定されていること⁽¹⁾は、かなり広範に広がっていることを示唆している。

フランスにおける労働銀行は、このようなアントレードの独特な形態であり、戦後の経済成長に伴う農業労働力の農外流出による不足と逼迫、農業労賃の上昇に対する集団的対応の形態として、一九五八年頃から注目を集めるようになった。

先のCUMAが、機械の共同購入と共同利用を目的とするのに対し、労働銀行の場合は、機械利用と農作業の無償交換にその目的がある。そして、労働銀行の成員は、原則として労働を

第11表 マンシュ県の1労働銀行の成員(11名)経営

経営面積規模	乳牛飼養頭数
21ha	25頭
30	35
23	30
17	20
18	10
23	28
35	35
25	32
24	28
20	17
9	12
18	25

出所：Agriculture de groupe, supplement au numero 95.

義務づけられているが、農作業に必要な各種の機械は、成員各自の所有と管理に委ねられている点に特徴がある。その仕組みは、次のようなものである。

まず、労働銀行の成員である農業者Aが他の成員Bの経営のために、ある農作業をおこなう。農作業の多くは機械作業としておこなわれる。その場合、農業者Bは、Aから受けた用役の反対給付をおこなう義務が生ずる。しかし、必ずしもAに対して、同じ性質の用役を提供する必要はなく、いずれの成員のもとで別の農作業をしてもよい。こうして形成される各成員相互間の用役の授受関係は、銀行の「借方—貸方」にならって記帳され、一定の時期に相互に決済がおこなわれる。労働銀行という名称はこの点に由来するものだが、労働と用役の評価は銀行総会で自主的に協議決定され、決済は現物（用役給付）を原則

第12表 マンシュウ県の1労働銀行の用役評価基準

(基準単位：男子労働1時間=1点)

とうもろこし播種機の用役=ha当たり	5点
散布機の用役=ha当たり	2.5点
堆厩肥散布機の用役=3/4点×運搬回数	
ハロー(二刃式)の用役=ha当たり	5点
トラクター(50馬力以下)=1時間当たり	1.5点
トラクター(50馬力以上)=1時間当たり	2点

出所：前表と同じ。

一般に、労働銀行の運営にとってまず問題となるのは、労働と機械用役の評価とくにその相対評価の問題である。そしてこの問題は、同時に、機械を所有している成員と所有していない成員との間の問題でもある。先の例でいえば、五〇馬力以上のトラクターを所有している農業者が、他の所有していない農業者者にトラクター作業一時間の出役をする、貸方に三点(労働一時間一点ナトラクターの用役二点)が記帳される。しかし、所有していない農業者がそのトラクターを借りて同じ作業に出役して

とし、必要に応じ金銭によってもおこなわれる。一例を示そう。一九七二年につくられたマンシュウ県の一労働銀行の場合であるが、この労働銀行の成員は第一一表のような一名の経営者からなり、第一二表にみられるような男子労働一時間を一点とする点数制の交換基準が、協議によってつくられている。

も、貸方に記帳されるの一点であり、借方には二点が記帳される。こうして、労働手段を所有する者と所有しない者との間の貸借関係の差が大きくなる場合には、事実上決済が困難となるだけではなく、労働手段を所有しない農業者は、決済のためにつねに労働の提供者として過重な労働負担をよぎなくされ、形を変えた雇い・雇われる関係が恒常化してしまう危険があるからである。

また、労働銀行の場合は、労働手段が成員個人の所有と管理に委ねられており、それ故、労働手段を所有する成員が脱退した場合には、他の成員は利用できなくなるといふ不安定さを抱えている。

にもかかわらず今日、労働銀行は、その正確な数はわからないが、かなり広範に普及しつつあるとみられており、一般には、かつての慣行的なアントレードの一步進んだ形態として、いかえれば、機械化段階に対応した労働と機械用役の相互交換による個別経営間の自主的で柔軟な枠組みとして評価されているようである。それ故にまた、労働銀行の運営において、前記の問題が、実際にどのような形で解決をはかられているかは、興味ある問題であらう。⁽³⁾

なお、労働銀行の形成と関連して注目されることは、先のCUMAと結合している場合が、しばしばみられることである。例えば、ある酪農地域の労働銀行の場合であるが、ここでは、

一九六〇年頃に、先進的な農業者によってCETA（農業技術研究センター）がつくられ、牛乳生産の拡大と集約化をはかるための新しい農業技術に関するグループ研究が進められていた。その結果、飼料用とうもろこしの生産とサイレージを始めることになり、CETA以外の農業者も参加して組合員二名のCUMAが設立され、点播用播種機一台と吹上げカッター二台が共同購入された。しかし、吹上げカッターの効率的利用には、牽引用トラクター一台の他に、二台のトレーラーとその牽引用トラクターが二台、さらにサイロに積み上げる作業に一台のトラクターが必要とされる。そして、このような機械作業体系を組み立てるには、最低四名のオペレーターが要求される。

そこで、このCUMAでは、CUMAが所有しないトレーラー、トラクター、並びにオペレーターを確保するために、CUMAも一員とする労働銀行が別に組織された。そして、労働銀行の成員が個人的に所有する前記の機械と組み合わせて作業をおこない、そのために要した労働と機械用役を相互に決済するという方法がとられている。

注(一) Henri Flouez, *op. cit.*

(二) 受委託関係を主流とする西ドイツの「マシーネン・リンク」に対し、フランスの労働銀行は成員に労働を義務づけている点に特徴があるように思われる。

(三) 生産協同化の普及センターUGEA（後出）は、C

UMAの実際の運営において次のような配慮をする必要があるとしている。

- (a) 交換は、機械と労働の用役交換に限ること
- (b) 労働と資本の報酬に対する限度を設けること
- (c) 貸借関係の差が五〇%を越えてはならないこと
- (d) 必要な費用の支払いをおこなう場合のファンドは臨時的なものに限り、相互の平等関係は最大五年をメドに評価し合うようにすること

(4) G A E C (Groupements Agricoles d'Exploitation en commun) 共同経営農業集団⁽¹⁾

さて、先述したように、コルソンも参加して一九五一年に設立されたUECR（農村連帯・協同連盟）をリードしたのはJAC（カトリック農業青年運動）の活動家であったが、このUECRが五〇年代から六〇年代前半にかけて最も精力を注いだのは、共同経営の問題であった。

従来の法律の枠内でも、農業共同経営を設立する法形式としては、協同組合（cooperative）、参加組合（association en participation）、民事会社（société civile）の三つがあった。しかし、これらの形態は、いずれも農業共同経営の設立と運営に適合していないと判断された。協同組合の場合は、設立に最低七名を必要とし、解散時の余剰資産は組合員に還元されず、

他の協同組合の帰属となる。設立と運営が最も簡単な参加組合は、固有の資産を所有できず第三者に対する対抗権がない。いかにえれば、法人格として認められない。

この点で、法人格をもつ民事会社は参加組合とは異なるが、しかし民事会社はそもそも商的行為を本来の目的とした組合ではなく、とくに借地の出資に地主の許可が必要である、等々。

そこで、UECRにとっては、農業共同経営の設立と運営に適合した独自の法形式を模索し、それを公権力に認めさせることが中心の課題となった。UECRのこのような努力が実を結び、漸く農業共同経営の独自の法形式を制定する必要が承認されたのは、一九六〇年に成立した「農業の方向づけに関する法律」においてであり、その第四条においてであった。そして最終的には、一九六二年に「G A E Cに関する法律」が国会を通過し、さらに六四年の施行令を経て適用されるようになるのである。

始めに、法形式としてのG A E Cの輪かくを示しておこう。

A G A E C の設立

① G A E C への出資には、現物出資、金銭出資、技能出資 (apports en industrie) の三つの形態が認められる。現物出資は土地、家畜、建物、農機具等の所有権および用益権の提供からなるが、その場合、とくに借地についても認められている。金銭出資は現物出資の補完が目的である。技能出資は、労働の

提供だけでなく、専門的知識や技術の提供も考えられている。例えば、G A E C が専門技術者を必要として雇い入れる場合に、その特殊技能を出資として認め、経営参加、分配請求の権利をあたえることもできる。G A E C の社会資本を構成するのは、現物出資と金銭出資だけである。G A E C の設立には認可が必要である。

② G A E C に参加できるのは個人であり、法人の参加は認められない。成員数は二名以上一〇名までを限度とし、定款には必ず設立期間（五年以下であってはならない）を明記する義務がある。

B G A E C の運営

① 成員はすべて、共同労働に参加する義務がある。

② G A E C の経営面積規模の上限は、個人経営に適用される基準の一〇倍を超えることはできない。

③ 集団としての意志決定をおこなう方法は、定款および内規により、票決権の配分を含めて自由に定めることができる。

④ 原則として持株は、その一部または全部を譲渡することができるし、脱退の場合には、出資の引き上げまたは払い戻しが認められている。ただし、G A E C の継続性に重大な支障が生じないように、定款によって、例えば一定の猶予期間を設けたり、譲渡先を指定する等の制限を定めることができる。

⑤ 成員各目の労働報酬は、法定最低賃金の一倍から六倍ま

でとし、資本にたいする報酬は持株に比例して分配される。

C G A E Cの特典

- ① 土木事業、畜舎造成整備事業に国の助成があたえられる。前者は農業協同組合と同様、事業費の一〇〜二〇%、後者は個人経営の場合の助成額の成員数倍に一〇%の割増が認められる。
- ② 融資に関しては、中期貸付けの場合にだけ、個人経営一般に対する利子率（七%）よりも低い利子率（四〜六%）が適用されている。
- ③ 生産制限あるいは買い上げ制限がおこなわれる作目について、個人経営よりも有利な取り扱いがなされている。例えば、前者の場合、成員各自の共同化前における個人割当量の合計に二〇%の割増が認められる。
- ④ 出資不動産の公示税免除、登記税の定額化等の税制優遇措置がとられている。

以上、G A E Cの法形式は民事会社の特殊形態として、既存の法形式がもっている欠点を是正する方向で独自に構想されたものであるが、その基礎にある原則的な考え方として重要なものは、共同経営は資本の結合ではなく人の結合であるということであり、G A E Cの法人格は、一般の民事会社の場合のように、成員個人の人格を解消させるものであってはならないということである。

この点は、トランス・パランス原則（*principe de transparence*

「透明原則」と呼ばれており、実際にも、農業経営者であった者が、共同経営参加後も、経営上、社会上、税制上、農業経営者としての資格を保持し、一般の個人経営主と同等の地位を保障する措置がとられている。

もうひとつの重要な点は、成員に対して共同労働が義務づけられ、また、G A E Cの経営的資格は、家族経営的資格のものでなければならぬとされ、単なる資本提供者の参加を排除すると共に雇用が制限されていることである。

D G A E Cの発展と実情

五〇年代を通じて生産協同化運動の普及に貢献してきたU E C Rは、G A E Cの法制化が一応約束された段階で、一九六一年にU G E A（*Union des groupement pour l'exploitation agricole*＝農業経営集団化連盟）に改組され、G A E Cの普及を中心とする生産協同化の実際的な推進をはかる全国センターとして、今日に至っている。

一方、六〇年「農業方向づけ法」に基づくフランスの農業構造政策のなかで、G A E Cは経営規模拡大策の一環に位置づけられるようになり、一九六五年に最初のG A E Cが認可されるが、以下、G A E Cの発展の足取りとその現況をみてみよう。

① G A E Cの数は、認可が開始された一九六五年から、毎年平均四二〇件の割合で増加し、一九七二年には総数で約三〇〇〇（正確には全面G A E C二七五三、部分G A E C二三

第13表 GAECの経営面積規模別分布

	GAEC	フランス全 農業経営
～ 20ha	4.3%	68.8%
20～100	36.4	29.6
100～200	40.3	1.3
200～	16.5	0.3
不明	2.5	0
計	100.0	100.0

出所：P. Rambaud, *op. cit.* より引用.

② 第一三表は、GAECの経営面積規模別分布をフランスの農業経営全体の同じ分布と対比して示したものである。一〇〇ヘクタール以上がGAECの六〇%近くを占めているが、ただしGAECの平均面積規模は、一九六五～一九九〇年の一五ヘクタールから一九七〇～七三年の八〇ヘクタールへ、また、一成員当た

七)に達している。GAECは、前記基準に基づき認可された共同経営であるから、その数は、事実上存在するフランスの共同経営のすべてを示すものではない。しかしUGEAの調査では、六〇年当時存在していた共同経営の数は一六〇程度であるので、GAECの法制化が、実際に共同経営の形成を助長しつつあることは否定できないであろう。

とくに、GAECの認可数は一九七三年には五〇八、七四年七八七、七五年には一三四二と最近に至って加速化されており、GAECの総数は、今日約六〇〇〇に達しているものと推定される。

第14表 GAECの雇用労働者数別分布の推移

(単位：%)

雇用労働者数人	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972
0人	51.3	43.9	46.1	52.8	56.8	58.7	59.9
1	21.6	21.6	22.5	22.0	21.8	21.9	20.3
2	11.8	13.7	14.4	11.6	11.5	10.0	10.1
3～	15.3	20.8	17.0	13.6	10.4	9.4	9.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：前表と同じ。

りの平均面積規模は四二ヘクタールから三一ヘクタールへと減少してきている。なお表示はしないが、GAECの成員数別分布(一九七二年)では、成員二名が五五%、三名が二九・八%、四名が九・六%、五名が五・六%であり、三名までのGAECが全体の八〇%以上を占める。しかもそのなかで、二名のGAECが三七・三%(一九六六年)から五五%へと一貫して増加することによって、平均経営面積と共にGAECの平均成員数も減少してきている。

③ 次に第一四表は、GAECの雇用労働者数別分布の推移を示したものであるが、当初の段階では、雇用労働者に依存するGAECの割合がかなり高かったのに対し、最

近にかけて雇用労働者ゼロのG A E Cの割合が一貫して増えており、全体としてG A E Cの家族経営の性格が強まってきていることが明らかにされている。このことと関連して、雇用労働者の地位にある者を含めた成員間の血縁関係をみると、例えば一九六七年には、全く血縁関係のないG A E C（非家族的G A E C）三七六に対し、血縁関係をもつG A E C（家族的G A E C）五六四、比率にして四〇%、六〇%の割合であったものが、一九七三年には前者が二四九〇、後者が一〇一〇、比率にして七〇%、三〇%となり、家族的G A E Cが絶対数でも構成比でも増加してきている。もちろん非家族的G A E Cも、絶対数としては増加してきていることは、注目すべきことであるが、しかしG A E C全体としては、多くの場合、なんらかの家族関係がその基礎になって発展しつつあることを示すものであろう。

なお、この家族関係について同じく一九七三年の場合をみると、「兄弟型」が一二七六、「父親—息子」型が一二一四であり、G A E Cの総数三五〇〇のうち、それぞれおよそ三五%を占めており、当初から現在までの傾向としては「兄弟型」の増加が目立っている。また「父親—息子」型のなかでは、「父親—息子二人以上」型に対し「父親—息子一人」型が最近増えてきていることが注目されている。⁽³⁾これらの指標は、G A E Cが多くの場合、後継青年を定着化させ、家族経営の相続分割を避ける手段としても活用されていることを示すものであろう。

④ 一九七三年に、G A E Cによって耕作されている全経営面積は約三一・七万ヘクタール（フランス全体の経営面積は約三二〇〇万ヘクタール）である。これを法人としてのG A E Cまたは成員個人が所有している土地Ⅱ自作地と、所有していない土地Ⅲ小作地との比率としてみると、前者が一二万ヘクタールで約三四・三%、後者が一九・七万ヘクタールで約六五・七%であり、小作地の割合が圧倒的に高い。

しかし注意を要するのは、ここで自作地、小作地といっているのは、法人としてのG A E C自身がすべて所有権または賃借権を持っている土地という意味ではないということである。とくに自作地といっているもののなかには、成員がその用益権のみをG A E Cに提供している土地が含まれており、実際にもそうしたケースがほとんどである。このことは、小作地の割合が高いことと合わせて、G A E Cへの土地出資の大部分は、所有権譲渡という形ではなく、成員の自有地の用益権の提供あるいは借地の賃借権の又貸しという形でおこなわれていることを示している。いいえれば、G A E Cの形成は個人的土地所有に代わる集団的土地所有の創出ではなく、むしろ個人的土地所有には触れずに生産手段の集中と利用の拡大を実現する形態として発展しつつあることを示すものである。

⑤ G A E Cの経営形態については正確なことはわからないが、全体的には有畜の普通畑作経営、酪農経営の比重が大きい

ようである。部分G A E Cの場合は、そのほとんどが養鶏、養豚であるが、先に見た通り、部分G A E Cの数はきわめて限られている。これは、必ずしも実体的に養鶏、養豚等施設型農業における部分共同の発展が稀であるということよりも、労働義務、雇用制限等G A E Cとしての認可基準が厳しいためともいわれている。

G A E Cの経営成果という点になると、さらに正確なことはわからない。現状におけるG A E Cの平均面積規模がフランス全体のおよそ四倍近い水準にあることは、経営組織の合理的再編いかによっては「規模の経済性」による農業所得の改善を実現しうる可能性が多分にあることを示すものであるが、マルヌ県のG A E Cについての一調査によれば、「経済的に満足している」と答えた者が五〇%、「まあ満足している」が四三%、「満足していない」が七%となっている。

また、経営形態、経営面積で同様の条件にあるG A E Cと個別経営との比較経営分析をおこなった一資料は、個別経営の労働生産性の方が高いことを実証し、その最大の理由は、現状のG A E Cにおける経営内労働力の相対的過剰と固定性にあるとしており、このことは、経済合理性と労働生産性の向上という点では、一般に、G A E Cの平均経営規模によっても限界があり、なお規模拡大の問題と土地問題の解決を避けられない状況にあることを示すものであろう。

⑥ しかし、G A E Cの効果はもちろん経済的次元に限られるものではない。むしろ現状では、労働条件や生活様式の改善の面でのさまざまな効果とその可能性、例えば各人が責任を分担し労働が計画的におこなわれるようになる、その結果として労働時間が短縮され休暇も可能となる、とくに酪農では最大の悩みであった搾乳の交代制が可能になる、婦人が農作業から解放され育児と家事に専念できるようになる、後継青年が確保される、家族補助者にとつては経営参加の機会があたえられ、労働に対する支払いもおこなわれるようになる、農業労働者にも経営参加の道が開かれている等々、むしろG A E Cの社会的な役割が注目され評価されている。

さて、ここで、G A E Cの代表例ということではないが、具体的なイメージをあたえる意味でひとつの実例を示しておこう。⁽⁶⁾
一九六七年に、次のようなA、B二つの経営から設立されたG A E Cの場合である。

A 経営—経営主三五歳、経営面積規模四〇ヘクタール、搾乳牛八頭、母豚一二頭、肥育豚年間出荷頭数一五〇頭。
B 経営—経営主二五歳、経営面積規模六〇ヘクタール、搾乳牛一二頭。

これらの経営のある地域は畜産が盛んな地域であるが、いずれも経営規模は地域の平均より高い経営である。成員A、Bは従兄弟の関係にあり、経営間の距離は八〇〇メー

トル離れている。

成員Aは、一九五六年から経営主として父親と一緒に経営をやっていた。成員Bの方は一九六五年に父親を引き継ぎ経営主となるが、父親の当時から両経営の間ではアントレードや、機械の共有（一九五八年ヘイ・ペーラー、一九六三年コンバイン）という形で協同がおこなわれていた。そして、共有機械の利用をめぐって、利用時期が重なることやとくに計算が複雑なことから、共同作業がおこなわれるようになっていた。若い経営主A、Bの間で、さらに経営そのものの共同化が考えられるようになったのは、Bの妻が病弱で労力が不安定であったという動機もあるが、それまでの協同の経験を通じてであった、といわれている。

こうしてA、Bの間で、出資を平等にするための準備（資金の借り入れ）がおこなわれ、GAECとして申請された。両経営とも借地経営であり、GAEC設立後は、小作料はGAECによって支払われるという形がとられている。

家畜は、乳牛部門、養豚部門をそれぞれA、Bが分担管理し、必要に応じて交代する。それぞれの妻は、家畜の世話の補助係として働いている。農作業は共同でやり、運営上の決定は妻も含めて協議されている。

このGAECの場合は、設立後、ほとんど重要な投資は

第15表 各種集団組織への加盟の状況

集団組織への加盟者	CETA	G. P.	GAEC	CUMA
CUMA	28%	49%	16%	—%
CETA	—	49	15	52
G. P. 1)	28	—	17	52
GAEC	26	54	—	53

注. 1) のG. P. = 「生産者集団」については、本文参照。

出所：P. Rambaud, *op. cit.* より引用。

ンバイン、ヘイ・ペーラー……）が設立されているが、機械はすでに装備されているので参加はしていない。ただし、薬剤散布、サイレージに関して、隣接経営とのアントレードがおこなわれている。

以上は、全く一例にすぎないが、GAECの設立に関して共通していることは、そのほとんどが、アントレード、機械の共有、CUMA等による協同の経験を設立前にもっているということである。このことと関連して、現在の各種集団組織の成員についてみると、第一五表のように、同時に他の集団組織に

参加しているという場合が多い。

このことは、それぞれ独自の機能をもつ集団組織の多くが、個別経営間の多面的協同 (multicoopération) の展開を基礎に形成されてきている一面を改めて示唆するものである。さらにこのことは、各種の集団組織が全国的に分布しながらその間に相当の地域差があることと合わせて、地域レベルでの実態研究が不可欠であると思われるが、今回は以上の範囲にとどめるしかない。

注(1) このGAECに関する項については、拙稿「フランスの共同経営農業集団」(小倉武一編著『日本と世界の農業共同経営』、農政研究センター、一九七五年刊)を参照。

(2) *L'évolution des GAEC entre 1968 et 1974*, UGEA, 1975.

(3) 「父親—息子」型のGAECは、別個の経営体が共同化により合体し、新しい経営単位が創出されるというのではなく、その多くは同一の経営体における父親と息子の共同管理への移行にすぎない。それ故、これを共同経営集団として認可することの適否が問題となっている。しかしUGEAは、「父親—息子」型のGAECは、青年農業者を経営者として定着させる役割を現実にも果たしており、また、将来、父親が引退したあと隣人とのGAECに発展する可能性があると評価

している。なお、このような父親と息子の共同経営の実情により適合したGAECの定款が、別個に研究されているようである。

(4) *Des GAEC: évolution et croissance solidaire*, UGEA, 1974.

(5) H. Nallet et G. Roger, *Les groupements agricoles d'exploitation en commun (GAEC)*, tome 1, 2, 1973.

(6) *Nouvelle forme de collaboration dans le domaine de la production agricole, information agricole* EC, 1977.

(5) 生産者集団 (Groupement de producteurs = 略称5・P⁽¹⁾)

これまでにみえてきた各種の集団組織と共同経営農業集団としてのGAECが、戦後に始まるフランスの農業者の自主的な努力に基づくものであり、その意味で「自成型」あるいは「農民主導型」の集団というるとすれば、この生産者集団は、いわば「政策主導型」の集団として、六〇年「農業方向づけ法」に続く六二年「補完法」により構想され、具体化されたものである。

まず生産者集団は、一定農産物を生産する一定地域の生産者によって設立される。

集団の法形式としては、協同組合、SICA⁽²⁾(農業共益会社)、サンジカ、任意組合のいずれでもよく、また新規、既存を問わないが、生産、集荷、販売の各次元において成員間で遵守すべき次の要件にみ合う共通規則を総会で定め、農務省の認可を得なければならない。

その条件とは、(a)生産物はEC共通農政の対象生産物であり、生産物の質は衛生基準、消費者の嗜好に合ったものであること、(b)生産物の規格化(品種の選定、制限、栽培方法の選択)に関する共通規則を定めること、(c)作付面積、収量予測、集荷計画を申告すること、(d)販売次元においては、生産物の標準化、一元全量出荷、規格外の生産物販売の禁止、市況が悪化した場合の生産物の引き上げに関する共通規則を定める。ただし以上の販売規則に基づいて自ら販活動をおこなわない場合でも、認可の対象とはなりうるが、その場合には以下のいずれか要件をみたす必要がある。(イ)他の販売集団との連結、(ロ)加工、流通業者との取引契約の締結、(ハ)出荷規則の確立。

もうひとつ重要な要件としては、生産者集団は農務省が定めまた改定される最低の経済事業規模、例えば肉豚八〇〇〇頭、ブロイラー一〇〇万トン、採卵一〇万個、果実・蔬菜三〇〇ヘクタールをもたなければならない。そして認可された集団に対しては、設立と運営に要する費用に対する補助金(期間五年)、輸出補助金の割増し、諸投資に対する優遇等の国による特典が

認められるというものである。

さらに、生産者集団の上位組織として農業経済委員会(*Comités économiques agricoles*)が構想されている。農業経済委員会は、認可されたいくつかの生産者集団並びに農業者サンジカ(組合)代表を成員として設立され、設立には同様に農務省の承認を必要とする。この農業経済委員会の任務は、各生産者集団の活動を地域段階で調整し、促進、方向づけることにある。そのために各集団の共通規則の内容を調整して地域水準での生産、出荷、販売規則を定め、必要があれば、地域の生産者のすべてに規則の全部または一部を強制しうる、つまりアウトサイダー規制の権限を認められている(ただしその場合には、生産物販売の二分の一を代表する生産者の三分の二の賛成、または生産物販売の三分の二を代表する生産者の二分の一の賛成を必要とする)。

また販売面では、生産者集団とは異なり自ら事業をおこなうことはできないが、販売促進、出荷規制、在庫調整等に指導性を発揮し、とくに市場からの生産物の引き上げ価格の決定、最低価格以下での販売禁止の権限も認められている。そのために、生産者の拠出による市場調整基金を設ける。

以上から明らかなように、個別の生産者集団には品種、栽培協定等の生産レベルでの集団と、販売機能を同時に持つ集団との二つのタイプが含まれる。しかし、この生産者集団の構想は、

第16表 生産者集団の状況（1972年5月1日現在）

生産部門 組織形態	生産者集団数					計
	果樹・野菜	家禽	家畜飼養	ぶどう栽培	特殊作物	
アソシエーション	19	30	42	2	1	94
サンジカ	141	14	105	1	12	273
協同組合	115	53	142	66	19	385
S. I. C. A.	86	23	79	4	6	198
その他	12	6	11	10	—	39
生産者集団計	373	126	379	83	38	999
農業経済委員会	17	8	—	—	3	28

出所：L'organisation économique des agriculteurs, n° spécial du Bulletin d'information du ministère d'agriculture.

EC農業共同市場の設立と対応した市場組織化対策の一環として、生産と出荷のコントロールによる需給調整、購買・販売の集中化による農業者の経済的交渉力の強化、技術進歩の普及による競争力の強化、販路の保証、価格変動に対する保証等、農産物の市場・販売次元における集団的管理機能

能の創出をねらいとしてうち出されたものであり、生産者集団の本来の使命が生産レベルというよりは、農産物の販売・流通次元にあることも明らかである。

このような、いわば上からの組織化構想に対しては、既存の農業団体とくに農業協同組合の側から、協同組合に対する分断・選別政策である、農産物市場に対する国のコントロールの強化に通じるものであり、その安定と価格保証に本来責任をもつべき国が、農産物を市場から引き上げる財政負担を生産者に転嫁するものである、等々の批判が強かったが、優先的に推進すべき部門として、市場が不安定な果実・蔬菜、ぶどう、鶏、肉畜（牛、豚、羊）が選ばれ、一九六四年から認可がおこなわれた。

その状況は、第一六表にみられる通りであり、一九七二年時点で、九九九の生産者集団と二八の農業経済委員会が認可されるに至っている。生産者集団の法形式として農業協同組合とその補完会社であるSICAの割合が高いことは、その多くは既存団体の再編として推進されたことを示唆するものであろう。

以上にみられるように、フランスの生産者集団―農業経済委員会の構想は、一定の地域における生産、販売を通じる集団的管理機能の創出という点で、いわゆる農業管理センターの問題とあい通じる側面をもっており、その意味でも興味ある問題であるが、この点でも今後に期する以外にない。

(1) 拙稿「構造農政下におけるフランスの農協諸組織」

(足羽進三郎編『農業近代化と農民諸組織』所収)参照。

(2) SICA (société d'intérêt collectif agricole) Ⅱ

農業共益会社は、フランスに独特な農業協同組合の補完的組織である。その主要な特徴は、農業者と農業団体だけでなく、流通、加工、輸送等非農業の関連業者と団体も加盟できること(ただし票決権の最低五〇%は農業側が所有し、いかなる構成員も単独でその四〇%以上を集中できない)、そして農業協同組合と異なり五〇%まで員外取引ができることである。

四 グループ農業(論)について

以上全体を通じて、フランスの主要な集団組織の概況をみてきたが、もちろんこのような背景には、農業就業人口と農業経営の不断の減少、農工間所得格差の拡大等、今日に至る戦後農業の激しい変化があり、各種の集団的諸組織の形成は、このような状況に対する農業者の自衛的努力の結果でもあることを最後に指摘しておく必要がある。

ところで、主として五〇年代後半から六〇年代にかけて戦後農業のひとつの現実となった集団諸組織の発展を、始めに触れたようにグループ農業として定式化し、とくにフランス農業の構造的変化とその展望のなかに位置づける試みがなされるよう

になる。

六〇年「農業方向づけ法」の成立と同法に基づく農業構造政策の具体化は、このような試みを促すひとつの契機となったとおもわれるが、当時その中心となったのは、JAC(カトリック農業青年運動)の戦後世代の現実主義的傾向の活動家が多く参加し、一九五八年来、構造政策の積極的な推進を標榜し、農業サンジカ(組合)運動の新しい潮流として登場するに至っていたCNJA (Centre National de Jeunesse Agricole Ⅱ 農業青年全国センター)であった。一九六四年に提起された考え方は、次のようなものである。⁽¹⁾

① グループ農業は誰かの発明ではなく、農業者自身の経験の産物である。家族型の経営にとって個別に利用し難い高生産性技術が、グループによって利用されている実例が示すように、各種のグループ方式は農業構造変化の必要に合った適応の手段である。

② グループ農業は農業進化に基づく正常な傾向であり、その形態は多様でありうるが、将来に向けての発展方向を明確化する必要がある。その場合に考慮すべき第一は、今日農業経営によって担われている生産は、専門的生産単位(施設)(atelier de production spécialisée, 後出参照)によつてますます担われるようになるであらう。第二には、市場のコントロールが決定的に重要な問題となるであらう、ということである。と

くに、農業者が家内賃労働者 (façonniers à domicile) に転落する危険を避けるためには、大資本の市場支配力に対抗できる経済力を確立する必要がある。

③ グループ農業は、このような必要に応じて、農業経営を専門的生産単位（施設）に転換させると共に、生産段階、生産の上流段階（生産手段の調達）、下流段階（生産物の販売・加工）の各段階において、経済的効率と民主的参加とを保証する適正かつ大規模なグループに統合化することによって、農業者を経済活動の責任者としてとどまらせることを可能にするダイナミックな方法である。

このようなCNJAの考え方の拠り所となっているのは、協同組合的インテグレーションの理論であるといつてよいであろう。すなわち、社会的分業と技術の発展は農業にも貫徹し、農業経営の自己完結的諸機能を分化・専門化させ、経営外の諸機能として自立化させる。この過程は、個別農業者に属していた経営管理決定権が農業者から遊離してゆく過程であり、資本主義的企業に統合化されてゆかざるをえない。こうした危険を避け、農業者としての地位を維持してゆくためには、グループ方式によって経営管理決定権を確保してゆく必要がある、というものである。

このようなCNJAの構想と関連してみておく必要があるのは、当時、資本家的大経営のグループにより相前後して出され

た次のような新農企業論 (Nouvelle Entreprise Agricole ≡ 略称NEA) である。

専門的生産単位（施設）。旧来の農業経営と異なり、NEAは個別経営から分化したいくつかの生産単位（施設）によって構成される。各生産単位（施設）は単一作目に特化し近代の装備を備え、三〜七人の専門的技術をもつ作業班によって管理される。

経営管理決定権。これらの各生産単位の統合体としてのNEAは、単一の経営者によって管理され、流通機構に統合される。つまり、この新農企業モデルの特徴は単一の経営者が経営管理決定権を掌握するという点であり、実体的には、資本主義的大経営の発展モデルと資本―賃労働関係の新しいあり方として構想されたものである。この点でCNJAのグループ農業論は、資本家的大経営者によるこのような資本主義的インテグレーションに対抗する構想としての一面をもつものであった、といえるであろう。

ところで、グループ農業を現実構成する集団諸組織に即していえば、生産段階から流通段階までを含めたあらゆる組織と集団をグループ農業に包括する構想は、もちろん一般的な考え方ではない。

先述したUGEAの方は、グループ農業を生産段階における形態として次のように定式化している。

すなわち、グループ農業の目的は、工業におけるような資本の人間に対する支配と同時に、強制的集団化によって人間が集団の道具となるのを避け、農業者の独立性(Indépendance)を維持しながら農業に不可欠な生産性の向上を達成するための、① 生産手段の集中、② 諸投資の柔軟な方式、③ 労働と資本の適正な均衡、④ 企業的能力を可能にするものであり、その形態は、機械・施設の共同利用、共同作業、共同経営(部分全面)である。

UGEAの定式化にはコルソンの連合思想の継承をみることでできようが、いずれにしろ、今後にわたって最も注目すべきことは、生産段階における集団諸組織の展開と動向であり、この点でフランスの「左翼連合」の農業政策が、フランス農業経営の多数を占める中小農民経営を擁護する立場から、その発展を積極的⁽³⁾に支援する方向をうち出していることに留意してゆく必要がある。

注(一) Marcel Faure, *Les paysans dans la société française*, Armand Colin, 1966.

(二) *Agriculture de groupe, supplément au N°42*, UGEA, 1966.

(三) 「左翼連合」の一翼を担うフランス共産党が、一九七六年に国会に上程した新農業基本法(案)の第七条は次のように提案している。

「……近年來の農業者自身の経験によっても新しい労働手段と近代的農業技術を有効に利用することが個人利用ではますます困難になっていることを考慮し、過剰投資を避け農業労働の苦痛を軽減し生産能率と所得の向上をはかるためのあらゆる形態の協同、相互扶助に対して技術的、物質的援助をあたえる。……また、農業と関連をもつ公的普及機関はすべて、農業における協同とくに生産協同の発展、具体的にはG A E CとC U M Aの発展を援助するよう技術的、物質的援助を行なう必要がある。……」。